### (総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)内に完了し、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 甲は、業務に関する指示を乙又は乙の代理人に対して行うことができる。この場合 において、乙又は乙の代理人は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは 甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任にお いて定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある 場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、甲の事務所の所在地を 管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。)は、原則として、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定に係わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項 に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に 行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (契約の保証)

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
  - (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
  - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の 締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証 の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条の4第2項第1 号から第3号までに規定する契約の解除による損害についても保証するものでなけれ ばならない。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額はこれに応じて増減するものとする。 ただし、既納保証の額が未払の契約金額の10分の1以上ある場合又は契約金額の増 額変更が契約期間末に行われる等の場合で、甲が保証の額の増額を要しないと認めた 場合は、乙は更なる納入を要しない。

# (権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (一括再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な 部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

### (監督員)

- 第6条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その 者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員 に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 甲の意図する業務を完了させるための乙又は乙の代理人に対する業務に関する指示
  - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾 又は回答
  - (3) この契約の履行に関する乙又は乙の代理人との協議
  - (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれ の監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任し たときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定により、甲が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。

### (代理人)

- 第7条 乙は、業務の技術上の管理を行う代理人を定め、その氏名その他必要な事項を 甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定に係わらず、自己の有する権限のうちこれを代理人に委任せず自 ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しな ければならない。

## (代理人等に対する措置請求)

- 第8条 甲は、代理人又は乙の使用人若しくは第5条第2項の規定により乙から業務を 委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められる ときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを 請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 請求を受けた日から10日以内に、その結果を甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 請求を受けた日から10日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。

### (履行報告)

第9条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

### (設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第10条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

### (条件変更等)

- 第11条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、 その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条

件が相違すること。

- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号の掲げる事実が確認された場合において、必要 があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図	甲が行う。
書を訂正する必要があるもの	
(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場	甲が行う。
合で業務の変更を伴うもの	
(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場	甲乙協議して甲が
合で業務の変更を伴わないもの	

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (設計図書等の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下本条において「設計図書等」という。)の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (業務の中止)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の 全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

### (乙の請求による契約期間の延長)

第14条 乙は、その責に帰すことができない事由により契約期間内に業務を完了する ことができないときは、その理由を明示した書面により甲に契約期間の延長変更を請求することができる。

### (甲の請求による契約期間の短縮等)

- 第15条 甲は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の 短縮変更を乙に請求することができる。
- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により契約期間を延長すべき場合において、特別 の理由があるときは、乙に通常必要とされる期間に満たない期間への変更を請求する ことができる。
- 3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、 又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

# (契約期間の変更方法)

- 第16条 第10条から前条までの規定により契約期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約期間の変更事由が生じた日(第14条の場合にあっては、甲が契約期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が契約期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

# (契約金額の変更方法等)

- 第17条 第10条から第13条まで又は第15条の規定により契約金額の変更を行う場合における当該変更の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 第10条から第13条まで、第15条、第25条、第26条又は第26条の2の規 定により、甲が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額について は、甲乙協議して定める。

## (一般的損害)

第18条 業務を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。以下本条において「業務に係る損害」という。)については、乙が負担する。ただし、甲の責に帰すべき事由により生じた業務に係る損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲が負担する。

## (第三者に及ぼした損害)

第19条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害 の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

### (契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第20条 甲は、第10条から第13条まで、又は第15条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金

額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

## (検査)

- 第21条 乙は業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

# (契約金額の支払)

- 第22条 乙は、前条第2項(前条第3項における再検査の場合を含む。以下本条において同じ。)の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。
- 3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下本条において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

## (履行遅滞の場合における損害金等)

- 第23条 乙の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延違約金を徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理 等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務 大臣が定める率で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第22条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の支払を甲に請求することができる。

### (甲の催告による解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務を終了しないとき又は契約期間後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 第7条第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第21条第3項の補修がなされないとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

## (甲の催告によらない解除権)

- 第24条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、 承継させ、又は担保の目的に供したとき。
  - (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行 しないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
  - (8) 第26条又は第26条の2の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
  - (9) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定 に該当すると判明したとき。
  - (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行

としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による 刑が確定したとき。

## (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条の3 第24条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

# (契約が解除された場合等の違約金)

- 第24条の4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の額を超える場合においては、甲が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
  - (1) 第24条又は第24条の2の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われている場合であって、この契約の解除が、第24条の2第7号及び第9号から第11号の規定によるときはこの限りではない。

# (協議解除)

第25条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければな らない。ただし、前項の解除がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに 帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

# (乙の催告による解除権)

- 第26条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

## (乙の催告によらない解除権)

- 第26条の2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除すること ができる。
  - (1) 第12条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第13条の規定による業務の中止期間が当初の契約期間の10分の5 (契約期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、その中止が解除されないとき。
- 2 第25条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

## (乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条の3 第26条第1項又は前条第1項各号に定める場合が乙の責めに帰すべき 事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることがで きない。

## (賠償の予定)

- 第27条 乙は、第24条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第24条の2第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合 においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

### (相殺)

第28条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証 金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これ を追徴する。

## (契約外の事項)

第29条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記契約の証として、甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

### (総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

## (用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。
  - (1) 甲 発注者である多摩市をいう。
  - (2) 乙 多摩市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
  - (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するもの
  - (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行なう者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行なう者又は団体
  - (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
    - ア 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
    - イ 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
    - ウ 正当な理由なく面会を強要する行為
    - エ 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利 を不当に要求する行為
    - オ 前各号に掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施 に支障を生じさせる行為
  - (7) 法人の役員若しくは使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員

### (乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

- 第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。
  - (1) 法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (2) 法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (3) 法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するな どしていると認められるとき。
  - (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
  - (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。

- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かに係わらず、 乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払 わなければならない。
- 3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、 甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することがで きる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して 支払わなければならない。

# (反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行なうものとする。

## (不当要求行為等を受けた場合の措置)

- 第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 本契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を 速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (2) 下請業者又は工事関係業者がある場合、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者等を指導すること。下請業者等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
  - (3) この契約に関して乙の下請業者又は工事関係業者がある場合、乙は、下請契約等の締結に際して、第3条第1項及び第5条第1項により乙が遵守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。
  - 2 乙が前項の報告、届出等を怠ったときは、甲は状況に応じて契約解除、入札参加 停止又は違約金の請求など必要な措置を講じることができる。下請業者又は工事関 係業者が報告を怠った場合も同様とする。
  - 3 第3条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。